

平成 29 年 6 月 21 日

各 位

会社名 ソウルドアウト株式会社  
代表者 代表取締役社長 荻原 猛  
(コード番号：6553 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役 C F O 池村 公男  
(TEL. 03-6675-7857)

### 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 29 年 6 月 8 日開催の当社取締役会において決議いたしました募集株式発行等につきましては、募集株式の払込金額等が未定でありましたが、平成 29 年 6 月 21 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

#### 記

##### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 918 円  
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 376,380,000 円
- (3) 仮 条 件 1 株につき 1,080 円から 1,200 円
- (4) 仮条件の決定理由等  
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

##### 2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 918 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 320,014,800 円

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

### 3. 指定販売先への売付け（親引け）

当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「主幹事会社」という。）に対し、売付けることを要請している指定販売先（以下、「親引け先」という。）の状況等について以下のとおりお知らせ申し上げます。

#### (1) 親引け先の状況等

① 親引け先の概要	ソウルドアウト従業員持株会（理事長 辻雅彦） 東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地
② 当社との関係	当社の従業員持株会であります。
③ 親引け先の選定理由	当社の従業員の福利厚生のためであります。
④ 親引けしようとする株券等の数	20,000株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて平成29年6月30日に決定する予定であります。
⑤ 親引け先の株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
⑦ 親引け予定先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

#### (2) 株券等の譲渡制限

主幹事会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（平成30年1月7日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して保有すること等の確約を、親引け先から書面により取り付けます。なお、親引け先は、本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。また、主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

#### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一となります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

## (4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)	公募による 新株式発行 及び引受人 の買取引受 による株式 売出し後の 株式総数に 対する所有 株式数 (株)	公募による 新株式発行 及び引受人 の買取引受 による株式 売出し後の 株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)
株式会社オプトホールディング	東京都千代田区四番町6 東急番町ビル	5,914,080	60.64	5,914,080	58.20
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	2,965,920	30.41	1,051,920	10.35
荻原 猛	東京都文京区	444,000 (444,000)	4.55 (4.55)	444,000 (444,000)	4.37 (4.37)
山家 秀一	東京都葛飾区	88,800 (88,800)	0.91 (0.91)	88,800 (88,800)	0.87 (0.87)
池村 公男	東京都中央区	44,400 (44,400)	0.46 (0.46)	44,400 (44,400)	0.44 (0.44)
ソウルドアウト従業員持株会	東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地	—	—	20,000	0.20
山中 仁史	東京都中野区	10,700 (10,700)	0.11 (0.11)	10,700 (10,700)	0.11 (0.11)
長谷川 智史	東京都江東区	10,400 (10,400)	0.11 (0.11)	10,400 (10,400)	0.10 (0.10)
林 康頼	東京都目黒区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)	10,300 (10,300)	0.10 (0.10)
細井 康平	東京都世田谷区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)	10,300 (10,300)	0.10 (0.10)
長澤 一雅	神奈川県横浜市磯子区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)	10,300 (10,300)	0.10 (0.10)
伊藤 雄剛	東京都杉並区	10,300 (10,300)	0.11 (0.11)	10,300 (10,300)	0.10 (0.10)
計	—	9,519,500 (639,500)	97.61 (6.56)	7,625,500 (639,500)	75.04 (6.29)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年6月8日時点のものです。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

2. 公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出し後の所有株式数並びに公募による新株式発行及び引受人の買取引受による株式売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成 29 年 6 月 8 日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による新株式発行、引受人の買取引受による株式売出し及び親引け(20,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。
4. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容  
該当事項はありません。

(6) その他参考となる事項  
該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。

[ご参考]

公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

1. 募集株式の数及び売出株式数  
募集株式の数 当社普通株式 410,000株  
売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 1,914,000株  
②オーバーアロットメントによる売出し(※)  
当社普通株式 上限348,600株
2. 需要の申告期間 平成29年6月23日(金曜日)から  
平成29年6月29日(木曜日)まで
3. 価格決定日 平成29年6月30日(金曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
4. 申込期間 平成29年7月4日(火曜日)から  
平成29年7月7日(金曜日)まで
5. 払込期日 平成29年7月11日(火曜日)
6. 株式受渡期日 平成29年7月12日(水曜日)

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、主幹事会社が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、主幹事会社が当社株主である株式会社オプトホールディング(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年6月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式348,600株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、主幹事会社は、平成29年7月12日から平成29年8月1日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的は発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行なうに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行なうようお願いいたします。